

広島県告示第五百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	事業所の 名称	事業所 の所在地	指定年月日
医療法人せのがわ	広島市安芸区中野東四丁目一―番一三号	訪問看護ステーションビジテ呉	呉市中央六丁目一〇番一九号	平成二二年四月一日
社会福祉法人三原のぞみの会	三原市西野三丁目八番一八号	きぼう訪問介護事業所	三原市明神三丁目一五番一七号	平成二二年四月一日
社会福祉法人三原のぞみの会	三原市西野三丁目八番一八号	デイサービスきぼう	三原市明神三丁目一五番一七号	平成二二年四月一日
社会福祉法人三原のぞみの会	三原市西野三丁目八番一八号	きぼう居宅介護支援事業所	三原市明神三丁目一五番一七号	平成二二年四月一日
正岡クリニック・ デイサービスセンター株式会社	尾道市栗原町五五七八番地	正岡クリニック・ デイサービスセンター	尾道市栗原町五五七八番地	平成二二年六月一日
A 株式会社JAW	東京都港区虎ノ門一丁目一七番九号	街かどケアホームゆめか	大竹市油見二丁目二番一七号	平成二二年五月一日